

浅野中学・高等学校 いじめ防止基本方針

浅野中学・高等学校(以下、本校とする)は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された『いじめ防止対策推進法』に基づいて、いじめ(当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為であり、インターネットを通じて行われるものを含む)防止等のための対策に関する基本方針を以下のとおり定めました。

1. 本校の基本的な考え方

- (1) 本校においては、一人一人の生徒の心身の健全な発達を図り、すべての生徒が安全に、安心して 6 年間の学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講じます。
- (2) 本校の教職員は、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は保護者や関係機関とも連携しながら組織的・計画的かつ速やかに対応し、再発防止に努めます。
- (3) いじめは著しく人権を傷つける行為です。本校の生徒はいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを知っていながら放置することがないように、日常の教育活動を通して人権尊重の意識を育てます。

2. いじめの防止等に関する本校の取り組み

本校では、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に関わる取り組みを、以下のとおりに行います。

- (1) 未然防止
 - ① 本校の長い歴史の中で大切にされてきた生徒同士の友人関係、部活動における先輩・後輩の関係、生徒と教職員との厳しくも心温かい人間関係を受け継ぎ、「いじめを生まない土壌づくり」を進めます。
 - ② 日々の教育活動(授業・HR・行事・部活動)の充実を通じて、生徒一人一人が自分自身を価値ある存在と認め、他者の人権を尊重する意識を培い、コミュニケーション能力を育成します。
 - ③ 教職員は、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して理解を深め、対応力の向上に努めます。
 - ④ 保護者会等において、いじめに関する情報を提供し、生徒を多くの目で見守ることができるようにします。

(2) 早期発見

- ① 定期的なアンケートや個人面談を実施して、生徒の状況の把握に努めます。
- ② 生徒の気になるところや学校(家庭)での様子について、情報を共有します。何かありましたら、担任や学年、部活動顧問にご相談ください。
- ③ 「いじめ相談窓口」を設置しました。

【相談したいことがある場合】 045(421)3281 (学校代表)

毎週月曜日の 12:50~13:10、金曜日の 15:30~16:30 に、上記の番号に電話をしてください。電話口に対応する教職員が出たら、「相談窓口につないでください」と言えば、「いじめ対策委員会」(後述)の担当者につながります。

※中間考査発表～考査最終日、期末(学年末)考査発表～終業式、休日、祝日、長期休業期間中は、相談窓口はお休みです。相談したい場合は、担任に連絡してください。

- ④ 相談・通報のあった事案や情報は、「いじめ対策委員会」を通して適切に管理し、情報の共有に努めます。

(3) 早期解決

- ① いじめが疑われる行為やいじめを発見した教職員は、その時、その場でその行為を止めさせます。
- ② いじめにかかわる相談や訴えがあった場合、「いじめ対策委員会」は事実を調査し、組織的な対応をします。
- ③ 学校は、いじめの事実が確認された場合は、
 - いじめを受けた生徒の安全の確保と、その保護者に対して必要な情報を提供します。
 - いじめを行った生徒への指導と、その保護者への助言を行います。
 - 状況に応じて関係機関・外部専門家と連携し、実効的な問題解決を図ります。
- ④ 問題が解消したとみられる場合でも、継続的な観察と当該生徒に必要な指導(心のケア)を行います。

3 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 本校では、「ネットいじめ」を防止するために、本校で作成した『ICT 活用・情報ハンドブック』を配布しております。情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性もあります。そこに記載された内容をもとに学校と家庭が連携・協力をして双方で指導をしていきます。ご協力をお願いします。

- (2) 専門業者との協働により、「ネットいじめ」の未然防止・早期発見・早期解決に努めます。

4 いじめ問題に取り組む本校の体制（いじめ対策委員会）

- (1) 本校は、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に関する措置を組織的・計画的かつ速やかに推進します。対策委員会は、生徒指導部長、養護教諭等で構成し、事案の内容によっては担任(学年会)・部活動顧問・教科担当等も加わります。
- (2) 発生したいじめ問題の内容によっては、学校を通じて県知事に報告し、校内に「学校いじめ問題対策本部」を設置し、同種の事態の再発を防止するため、事実関係を明確にするための調査を行います。
対策本部は、教頭を責任者に、「対策委員会」の構成員を基礎に構成します。なお、学校長から委嘱された弁護士やカウンセラー等の専門的知識や経験を有する学外の第三者の参加も図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。いじめを受けた生徒及びその保護者が希望する場合は、調査結果の報告を行います。

5 その他の留意事項

- (1) 本校では、この『いじめ防止基本方針』の趣旨に沿って、いじめの未然防止・早期発見・早期解決等の諸対策を、「年間計画」をもって取り組んでいきます。
- (2) 本校での取り組みの内容は、年度毎に点検し、必要に応じた改善を進めていきます。
本校では、個人情報保護の重要性を深く認識し、2005年4月1日より「個人情報の取り扱いについて」を定め、教職員全員が個人情報保護への取り組みに努めてきました。
また、学園内における個人情報の適切な取扱いを徹底するため、教職員に対して継続的な研修を実施する等に努めます。

浅野中・高等学校

2014年4月1日施行

2015年4月1日改定

2018年4月1日改定

2021年4月1日改定

2022年4月1日改定

2023年4月1日改定

2024年4月1日改定

2025年4月1日改定